健康福祉局 食品衛生検査所

名古屋市食品衛生検査所処務規程(昭和43年名古屋市達第13号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改 正 後
第3条 検査所に次の組織を置く。	第3条 検査所に次の組織を置く。
所長補佐(微生物検査)	所 長 補 佐(<u>検査業務管理</u>)
所長補佐(理化学検査)	所 長 補 佐(<u>監視検査</u>)
(略)	(略)
2 (略)	2 (略)
3 検査所における庶務及び経理に関する	3 検査所における庶務及び経理に関する
事務は、所長が特に指定する場合を除	事務は、所長が特に指定する場合を除
き、所長補佐 (微生物検査) が担当す	き、所長補佐(<u>検査業務管理</u>)が担当す
る。	る。
4 (略)	4 (略)

附則

この達は、令和7年4月1日から施行する。